平成29年度第7回秋田県環境影響評価審査会議事録

1. 日 時 平成29年11月16日(木)午後1時30分から

2. 場 所 秋田県議会棟1階大会議室

3. 出席委員 及川洋委員(会長)、井上正鉄委員、菊池英治委員、佐藤悟委員、 高根昭一委員、高橋一郎委員、成田憲二委員

4. 議事 諮問第8号

秋田市内産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について

諮問第9号

(仮称) 笹森山風力発電事業計画段階環境配慮書について

5. 議事の概要 知事より諮問された案件について審議し、その結果を知事に答申すること とした。

【諮問第8号. 秋田市内産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について】 委員 悪臭に関する住民の方からの苦情は、事業者にも直接入っているのか。

事業者 秋田市の環境保全課に連絡が入っており、そこからこちらに連絡が入っている。

委員 ここは埋立地を造ることになるが、沢の上流側にも堤を築くのか。結局、その堤は地面より埋め立てて高くするのか。

事業者 上流の手前側に堰堤を築き、その堰堤の下流部の低い位置にも造る形になる。

委員 要するに、沢の底よりは高いところに堤を造って、それから下流側に低くなって埋立地になるということか。

事務局 沢の下流側と上流側に堰堤を造ることになる。

事業者 そのとおり、地下を通す。

委員 全体よりもかなり低くならないか。

事業者低くなると思う。

委 員

この図面ではわからないが、地図を調べてみると、かなり上流側に長く深く 沢が入っていて水が多く流れるのではないかと思う。水が多く流れるようであ れば、それに応じた排水路を造り、上流側と下流側どちらの堤も水をしっかり と堰き止めて、鉄砲水のようなものにもある程度耐えられる強度にしてもらい たい。

事業者

水門のようなものを造り、通常はその上を乗り越えていくような形の構造に したいと思う。

委員

上を乗り越えるとは、どういうことか。

事業者

いざとなった場合には、溜められるような構造に造ろうということである。 溜めきれなくなった場合は、その水門の上を乗り越えて排水しなければならな いと思う。

委 員

承知した。

委員

計画処理水質の設定について、先ほど市長意見でも誤りを指摘していて、私も気付いていたが、処理水質は厳しくなるものが 3項目ある。カドミウムが 0.05 mg/L から 0.03 mg/L、トリクロロエチレンが 0.3 mg/L から 0.1 mg/L、リンが 0.3 mg/L から 0.1 mg/L となる。これを満たすため、今後詳細に検討するとなっているが、具体的にどのような処理方法を考えているのか。

酵素やオゾンなどいろいろあると思うが、その辺を教えていただきたい。

事業者

現在の施設は通常の生物処理のほか、活性炭やオゾン発生装置による浄化を 行っている。今回の施設も同等の設備を導入する計画であるが、具体的に細か いところはまだ決まっていない。

委員

方法書を見ると、最寄りの降水量の観測地点として距離 13 キロメートルの 秋田地方気象台がベースとして検証されている。実はもっと近いところがあ り、秋田市の仁別にアメダスがある。直線で8 キロメートルである。基本的な 考え方をすれば、なるべく近いところを選ぶべきであり、本来であれば仁別を 使って検証したほうが実際に即したものになるかと思う。

方法書で、埋立終了の状態にも処理能力の数字を出されている。最大になると、1日当たり 1,200 m³ が必要になるという結論が出ているが、方法書を見ると、水質の監視として地下水で異常が見られた場合には、浸出液処理施設に送水することになっている。ワーストケースの場合に果たして余裕があるのか教えていただきたい。

事業者

可能性としてはゼロではないが、同時に発生する可能性で考えると、やはり

非常に低いと思う。

現在、最大浸出量が 320 m³/日から最大 1,200 m³/日と想定している。なるべく埋立廃棄物層に触れないような埋立工法を検討しながら、処理能力については 550 m³/日から 600 m³/日ぐらいで、できないか現在、検討している。

委員

調整池を2カ所設けている。手前の堰堤のところは大きめな調整池であり、後ろは小さめな調整池である。調整池の機能であるが、工事期間中すぐに流し込んで、沈砂池のような形で使われるのか。工事期間中は濁水が出て、そこを通って川に出るようなルートになっている。

事業者

基本的には最初に防災貯水池という役割のもと、調整池から設計、工事を始め、工事の濁水が直接流出しないように沈砂地として利用することになる。

委 員

沈砂池の機能を考える場合に、規模や長さがわからなければ、沈降速度等でどの程度除去できるかわからない。そのような規模や寸法は決まっているのか。

事業者

現時点ではまだ確定していない。長さや深さで堆砂や沈降速度が決まってくるので、そのようなことも考慮しながら設計に配慮していきたいと思う。

委員

完全混合式で川への予測を行うわけだが、スペース等、それをある程度確定 しないと予測もできないと思うので、十分ご検討いただければと思う。

また方法書の調査方法で確認したい。これはスタンダードのやり方でよいかと思うが、水質は降雨が2日以上連続する期間を対象とするとある。またピークを把握するため、通常の水位に回復するまでの調査を実施する。これはよいかと思うが、大事なことは、どの程度の規模の降雨でこれを行うかである。豪雨のときの連続2日と、非常に穏やかな時だと全く出方も違うため、全く予測が立たないので、ある程度の雨を対象としたときにやるのかということである。あらかじめ決めておかなければ全く使えないようなデータが出てくるかと思う。基本的にはワーストケースになるので、比較的降雨の大きな場合を対象とすることが必要だと思うので、検討いただければと思う。

委員

騒音・振動に関して、今回の処分場をつくって、その後も現状のように処分場を運営していくという説明で、8時から17時までと言っていたが、これは外から来る廃棄物を受け付ける時間ということか。

事業者

そのとおりである。

委 員

この時間以外でも、敷地の中で施設などいろいろな重機が動いている時間は あるのか。 事業者

基本的に営業時間が8時から17時までであるため、重機が動いている時間は17時までになる。

委員

その日の廃棄物を受け付けたら、上に砂を被せるという話があったが、それ を 17 時までに終了するということか。

事業者

いまお客様には、16時45分頃までには荷下ろしを必ず完了してもらっているので、それから上に重機で土をかけて、その日はそれで終わりになる。

委員

この時間以外には、この処分場の中で何かしらの騒音源があり、騒音が発生 することは基本的にはないということか。

事業者

基本的にはない。ただ冬場はどうしても8時にお客様を受け入れするため、搬入道路の除雪作業があり、そういうときは朝早い時間から車両が動くことはあるが、基本的に埋立に関しては重機が動くことはない。

委員

おそらくこの地域で騒音規制の地域指定はないと思うが、自主的に、このぐらいの騒音レベルという目標を設定されていたと思う。そのときに気にするべきは昼間であれば、基本的には8時から17時までということであって、いま言われたような例外はあるかもしれないが、騒音に関してはその時間だけを考えればよいということか。

事業者

そのとおりである。

委員

現地を見せていただいたときに、騒音というよりも、廃棄物を受け入れると きの作業員のアナウンスの声が場内に響き渡っていたが、かなり大きな音とい うことで、これに対する苦情はないか。

事業者

平成7年からあのスピーカーを使っているが、いまのところそれに対して苦情は出たことはない。一度ゴルフ場の方にお会いしたときに、苦情という感じではないが、聞こえるというような話をされたことはある。

委 員

大気質に関連するが、苦情が秋から冬場にかけて多いということであった。 数はそう多くはないが、大体その頃は寒くなって民家は窓を閉めると思う。夏 場であれば民家も窓を開けているので、臭いがわかると思うが、冬場に苦情が 寄せられるとは、どのようなメカニズムが起きているのか。

事業者

平成 20 年頃だと思うが、もともと安定型で処分していた石こうボードが安 定型に廃棄することができなくなり、管理型に一気に集中した。石こうボード が集中したことで硫化水素が発生してしまった。放射冷却のときの寒い日の夜に、空気が重いため地面を這うように周辺の住宅にいってしまった。平成23年にそういうことがあり、それからは石こうボードの受け入れを一切止めている。どうしても準好気型の処分場であるため、空気を送り込む管が必要になるが、外気と処分場内は通常60度程度の温度差になっており、外気がマイナス10度になると温度差で70度程度になって硫化水素が発生してしまう。施設に脱臭装置を設置し、フィールド上に脱臭用の薬品を散布するなど対策を講じているため、いまは出ていない。

委員

植生調査を定量的に行うということだったが、木本植物と草本植物とで調査 方法が大きく分かれる。どのように行うのか。

事業者

木本類と草本類はどちらも調査の対象としている。

委員

具体的にどのぐらいの大きさのコドラートをつくって調査するのか。

事業者

木本類は、コドラートで20メートル四方ぐらいである。草本類になると放棄水田が多いため、ヨシ類が多いと大体2メートルから3メートル程度のコドラートをとって調査している。

委員

それは森林内も同じか。

事業者

そのとおりである。

委員

方法書に植物の踏査ルートが示されているが、これは歩きながら出てくる植物を見るということでよいか。

事業者

方法書に示されている踏査ルートは、基本的な踏査ルートになっており、準備書ではもう少し広い範囲になるが、実際に歩いた踏査ルートを作製させていただきたいと思う。踏査ルートを歩いて目視してリストアップしていくことになっている。

委員

道沿いやその境界、田んぼなどの歩きやすいところだけを踏査していると、なかなか見えないものも出てくると思うので、なるべく広くいろいろな植物が見えるような環境を踏査していただきたいと思う。

事業者

十分留意して調査をさせていただく。

委 員

資料1-2に、植生調査地点が15地点あるが、この植生図に様々な群落が記載されている。それを網羅するように選ばれていると考えてよいか。

事業者

こちらの植生調査の地点については、平成24年度に一度調査を行ったときのもので、まだ処分場の予定地の範囲が小さく計画されたときになる。その範囲が大きくなったため、現在補足調査としてさらに大きく調査させていただいている最中である。

委 員

調査地点が増えるということか。

事業者

そのとおりである。

委員

例えばオクチョウジザクラーコナラ群落が、ここで一番重要な植生だと思う。それはスギーヒノキのような植林地又は水田雑草群落よりも自然度が高いところになると思うので、なるべく多く調査をやっていただきたいと思う。

委員

現地視察のときに、空間線量を測定していたが、0.19 μ Sv/h で規制しているのか。

事業者

受け入れ時の基準にしている。それを超えた場合は、車両ごとに1メートル 離れたところでハンディのガイガーカウンターで再度測定している。

委員

この考え方や基準はスタンダードなものなのか。ほかの処分場ではどのよう に行っているのか。

事業者

廃棄物の受け入れ時にシーベルトの基準で判断している処分場は、おそらくないと思う。

委員

空間線量と放射線量とは違う。シーベルトとベクレルで単位も違う。以前8,000 Bq/kg という目安を聞いた記憶があるが、例えば8,000 ベクレルのものを1キログラムと、1,000 ベクレルのものを1トンでは全然違うと思う。その辺の考え方は大丈夫なのか。

事業者

8,000 ベクレル含有していても、空間線量と放射線量とは結構違うので、空間線量が 0.19 マイクロシーベルトを超えるか超えないかは、空間線量が強ければ 1,000 ベクレルでも人に害があるだけの放射線が出ている場合もあると思うが、現状は 8,000 ベクレル以上のものはほとんどないと思う。

委員

昔に比べて大分落ちてきた感じがするが、もう少し説明できるようなものを 準備しておかなければ、気になる方や心配される方がいると思うで、十分調べ ていただいたほうがよいのではないかと思う。 事業者

承知した。

事務局

委員に確認のため伺う。審査会参考資料のQ&Aの中で、建設機械等の稼働に伴う騒音の予測地点については、敷地境界で現状の騒音レベルを把握し、建設機械等の稼働によって騒音レベルがどの程度寄与するかを検討されている。10月19日に現地調査を行った際、委員から最寄り住居の残留騒音は把握しないのかというようなご意見をいただいている。これについては、いかがか。

委 員

これに関しては一番近い民家などにおいて、工事で出る騒音がどのぐらいのレベルで到達するのか予測ができればよいと思うが、規制基準や環境基準との比較は別にして、印象としてはすごく静かなところであったので、いまの暗騒音と比べてどの程度上がるのか気になるところである。敷地の近くや最寄りの民家などで騒音を調査し、工事などによってどのぐらいの騒音が到達して、差がどの程度になるかの予測があるとよいと思う。

事務局

いまのご意見を踏まえて対応していただけたらと思う。

また、先ほど委員から廃棄物の受け入れとその埋立作業の時間のご質問があったが、事業者に確認する。受け入れは17時までで、それ以降は機械の稼働はしないというような答えだったが、一方で浸出液処理施設などについては昼夜稼働していると思う。方法書の手法で浸出液処理施設の稼働に伴う騒音や振動の影響は当然予測評価されるという理解でよいか。

事業者

そのように考えている。処理施設は主にブロアーやポンプが騒音源になると思うが、現在のところは全部屋内であり、いまのところそれほど外部に音が出るということはない状態である。

事務局

水質に関して、委員から浸出液処理施設の処理能力の設計等についてご意見 やご質問があった。方法書に、廃棄物と雨水が接触した浸出液量によって処理 能力をどうするか検討されているが、一方で浸出液処理施設から発生した汚泥 については、脱水して出てくるろ液をさらに浸出液処理施設で再処理する計画 になっている。これは方法書では考慮されているようには見えないが、今後の 設計で処理能力も含めて検討されると理解してよいか。

事業者

基本的には浸出液処理施設において、そのろ液に関しては、入ってきた浸出液に対してどの量で対応するかも踏まえて計算し、設計する。

事務局

その辺も準備書で排水量も含めて示しいただけるという理解でよいか。

事業者

そのとおりである。

事務局

動植物について確認する。審査会参考資料にあるとおり、方法書の手続きは 8月から行われているが、それ以前に現地調査をされている。例えば猛禽類で あればオオタカ、サシバ、ノスリ、両生類であればクロサンショウウオ、トウ ホクサンショウウオ、それから植物であればエビネということで重要種が複数 確認されているが、この結果については方法書手続前の結果であるが、準備書 の予測評価の材料として当然活用して評価されると理解してよいか。

事業者

事前に行っている調査結果についても予測評価に用いることとしている。

委員

資料に工事計画があるが、現状ではいつ工事を開始するかはっきりしていないので、始めてから約 18 カ月だと思うが、これは工事をしている期間が 18 カ月で、例えば積雪などで工事ができないという影響はないと考えてよいか。終わるまでに 18 カ月間でなく、もう少し延びてしまう可能性はないのか。

事業者

実際はもう少し早く終わるかもしれない。ただ、積雪や雨などで工事が遅れて、最長で18カ月くらいはかかるだろうという予測で進めている。

委員

工事の項目がいくつかあり、どこかの工事が終わらないと別の工事が始められないということが多少あると思うが、そのことも考えて長めの計画で 18 カ月だということでよいか。

事業者

この中でおそらく一番時間がかかるのは土工事になると思う。土の移動が主になると思うので、その間にある程度ほかの工事が絡むところは施工して、例えば水処理施設は前倒しで工事を進められるので、そのことも考えて長めに設定している。

委員

私は騒音や振動に関して気になっている。いつ頃どのような工事をしていて、どのような音が出るのか。例えば周りの住民にある程度お知らせしていただきたいと思う。周りから見てわからないというようなことは避けていただきたい。工事に伴って変な音が出るとトラブルのもとになる可能性があるので、ご配慮いただきたい。

委員

工事計画でも、住民の方にはオープンにされるので、それを徹底していただ きたいと思う。

事業者

承知した。

委 員

新しく造る堰堤の高さは何メートルぐらいになるのか。

事業者

一番高いところで30メートルぐらいである

委員

30メートルの堰堤を18カ月で完成できるのか。ダム工事では、もっと期間がかかるような話を聞いている。水を貯めるダムとは違うが、やはりかなり頑丈にしないといけないことは同じなので、工事計画の見積も含めてもう一度ご検討していただきたい。

事業者

承知した。いまの管理型処分場も堰堤を造っているが、工事全体で1年半ぐらいで終わっている。

委員

上流からやはり水がかなり流れてくる可能性があるので、堰堤の構造自体を変えないといけないと思う。

事業者

その辺も検討する。

委員

今回は方法書で次に準備書に入って、住民の方との意見交換を何回かされる と思うが、その中で現在使っている埋立地が終わった場合の利活用について は、いまのところ中高木の林地にするというような案であるが、やはり住民に 対してサービスになるような話をされたほうがよいと思う。

事業者

いま埋立しているところは、地元の方といろいろと話は進めており、一つの 案はグラウンドゴルフ場である。そのほかにもっといい案があれば、協議をし ながら進めたいと思う。

委員

ガスが出るなど、管理上の問題はあるとは思うが、なるべく住民の方の意見 に沿うようしていただけると、次の場所を造るための合意を得やすいような感 じがする。

それから、重量スケールがあるが、道路交通法で定めている過積載禁止とも 整合性はあるのか。

事業者

当然、過積載の監視をしているが、どちらかというと重量で処理料金のやりとりが発生するため、計量法かと思う。2年に1回検定している。

委員

道路管理者が頭を悩ませている一つが過積載の問題であり、道路がものすご く傷みやすいということである。

事業者

お客様なので、あまりきつい言い方はできないが、当然過積載の場合は、注 意している

委 員

これは県の仕事だろうと思うが、このような廃棄物処分場が仮に造らないということになれば、どのような環境の変化が想定されるのか。造らない場合の

環境影響を評価するようなものはないのか。

事務局

どうしても我々人間が生活すると、ごみが出る。なるべく資源は循環させるが、どうしても最終処分しないといけないものはある。きちんとしたところを造っていただいて、そこで適正に処分をしなければならないと考えている。県では循環型社会形成のための計画を策定しており、その中でなるべく資源を循環させることとしている。どうしても処分しないといけないものは処分場で適正に処分するが、その処分量を減らしていこうというものである。確か年間30万トン程度だったと思うが、そのような数字を定めた中で、すべてのものをリサイクルして使えるとよいが、やはり無理なので、環境に影響のないような施設を造っていただいて処理するということである。

委 員

それはもちろんそのとおりであるが、仮に処分場を造らなかった場合は、プラスとマイナスを含めてどのような環境の変化があるのか。

事務局

造らなかった場合の影響として一番大きいところは、不法投棄かと思う。過去には大きな問題があったかと思う。また、処分場の維持管理の徹底が十分ではなかった例が、未だに当県の大きな問題になっている。そこは事業者と一緒になって、県は県全体、秋田市内は秋田市であるが、行政の権限を行使しながらきちんと対処していく必要はあると考えている。

委員

処分場は一般的に迷惑施設だと思われることがあるが、迷惑なものではなく、造らない場合と造った場合で、環境面のプラスがあるというような数字を書いたものがあるとよいと思うが、ないのか。理屈はわかるが、具体的にそれが数値でどのように表されるのか気になる。処分場がないとおそらく各家庭は周辺にごみを捨ててしまい、それでカラスが寄ってきたり、虫がわいてきたりしないように、処分場を造るということはきれいにすると言うことだと思う。

委員

数字はわからないが、やはり今回のような処分場は大事なものだと思う。大事なので皆さん喜ぶと思うが、処分場の排水が馬踏川へ流入し、やがては大潟村へ流れるので、水産業や農業の水に関係してくるわけである。せっかく処分場を造るのであれば、下流にも配慮していただきたいと思う。

委 員

皆さん必要性は十分認めていると思うので、いま言われたような出来上がったものによって迷惑がかからないように、特に住民の方からの苦情がないようにお願いしたいと思う。

【諮問第9号. (仮称) 笹森山風力発電事業計画段階環境配慮書について】

委 員

配慮書に規制基準等の資料として、いろいろと基準等を並べており、水質汚濁防止法に基づく資料も掲載されている。配慮書の他のページには「なお、風力発電所は水質汚濁防止法による特定施設に該当しない」といった文章がある以上、この辺の資料はこの配慮書には不要であると判断できるが、いかがか。

事業者

ご指摘のとおり、風力発電所そのものは水質汚濁防止法の特定施設には該当しないため、情報としてはなくてもよいと思うので、削除させていただきたい。

委員

専門家へのヒアリングについて確認したい。

環境省の「計画段階環境配慮書手続に係る技術ガイド」では目的が3つあり、1つ目は収集した既存資料で十分かを確認する。2つ目は重要な自然環境のまとまりの場に関する情報を収集する。3つ目は地域で注目されている意見や情報を得る。この3つの観点から専門家等へのヒアリングの必要性を指摘している。今回の配慮書では、自然的状況、例えば動植物や景観等についてヒアリングは一切実施していないが、その理由と今後の考え方について説明をお願いしたい。

事業者

まず有識者へのヒアリングについて今回配慮書に記載していなかったが、ご指摘いただいた3つの点、特に後者2点の観点から、この配慮書の作成前の早期時点において、この事業で配慮すべき事項の把握のために有識者の先生にヒアリングしている。ただ、先生にヒアリング結果を公表させていただく話をこれまでしていなかったので、配慮書には記載がない。ただし、ご指摘のとおり今後の適切な調査、予測及び評価のためにヒアリングの実施の重要性は認識しており、方法書以降の手続きでは実施し、またアセス図書への記載もしたいと考えている。

委員

風力発電機の計画について、いまのところ1基当りの定格出力は 2,000kW から 4,000kW で合計が5万kW までということであるが、機種を決めるのはやはり準備書になるのか。4,000kW 級であれば比較的大型だと思うで、1基当たりの出力を決める上で何が要因になるのか。輸送の関係だけなのか、又はそれだけではないのか。どういうことで風力発電機を選定しようとしているかについて、説明できる限りのことを聞きたい。

事業者

まず機種の選定時期は準備書を予定している。

また、どのように出力を決定するかについては、先ほどご指摘があったとおり輸送が一番大きな要因と考えている。そのほか、地権者や許認可権者との協議を踏まえ、実際に何基の風車が設置できるかを鑑みて決定していきたいと考えている。

事業面からの要検討事項を述べたが、併せてこれから環境面についても現地

調査をし、その結果を踏まえ、騒音や改変等の影響を総合的に配慮して機種を決めていく。

委員

資料に工事用車両の通行ルートが示されており、審査会参考資料でもQ&Aが記載されているが、事業実施想定区域の南側に紫色の線で道路が延びていて、現状は工事などで使うことが想定されている。北側には、この図では延びておらず、そこに関してはこれから工事して延ばしていくと思うが、そうなると確実に事業実施想定区域の中で土地の改変が起こるので、早めに計画をしていただき、準備書段階では、そのような道路を造ることによる環境影響をきちんと評価できるようにしていただきたいと思う。

また、西側と東側の工事車両通行ルートがどこまで延びているのかを聞きたい。西側に関しては風力発電設備を運ぶときに、例えば秋田港からこの道路を使って運ぶことからすると、そういうところまで延びていると想像できるが、東の横手側はどこまで延びていることになるのか。

事業者

図では東側がどこまで行くかは示せなかったが、県道の横に市道があり、東側についてはそこから搬入を考えている。

委員

工事用車両は搬入をするための車両か。何をどこから搬入するのかがよくわからない。太平洋側まで道が延びているのか、そういうところまでルートを想定されているのか。どこかに既に機材が置いてあって、そこから運ぶということなのか。とにかくこの紫色のルートの終点に何があるのか。内陸側だとすると、それは何なのか。

事業者

資材の搬入という意味では大きく分けて2通りあると考えており、風力発電機そのものの大型の輸送と、もう一つはコンクリートミキサー車といったいわゆる工事関係車両である。資料で示しているのは、後者のコンクリートミキサー車のような工事中に最も車両台数が多くなり、騒音や振動等の予測対象となる工事用車両を想定している。したがって、いま紫線で引いているものの行き着く先としては、主にコンクリートの供給元を想定している。調査地点はこの図画内になるかどうか、今後方法書以降に検討する。

委員

風力発電設備を運搬するルートは、ここには明確に記載されていないという ことか。

事業者

そのとおりである。配慮書には風力発電機の輸送経路はまだ記載していない。

委 員

資料2-2に総合評価があり、重要な動物の種類が挙がっているが、配慮書 と種類の数が合わない。どのようにこの数値を出したのか。哺乳類や爬虫類、 魚類は合っているが、鳥類の 53 種が特定できない。その辺を説明していただ きたいと思う。

事業者

配慮書に鳥類の重要種のリストを掲載しており、トータルとして 127 種が確認されている。この表の一番右側に主な生息環境という欄を設けており、どのような生息環境に生息するかを文献等で調べている。この生息環境を踏まえて今回の事業実施想定区域の中に生息する可能性があるのかないのかというようなことでピックアップをしており、その関係で種数が異なっていると思う。

委員

これから調査をして、その辺が特定されると思う。驚いたのは、この地域でクマゲラは見つからないと思うので、それでどのようにリストを決めたのか伺いたかったのである。

事業者

あくまで由利本荘市に生息する鳥類など、文献で確認されているものであり、ご指摘のとおりこのような山地には生息していないようなものが含まれていると認識している。今後しっかりと現地調査で確認したいと思う。

委 員

動物の夜間の調査はどのようにするのか。

事業者

哺乳類であればコウモリ類、鳥類であれば夜間に動くようなものもいるので、そのことを含めて調査する方向で考えている。今後、方法書段階で調査計画を提示したいと思う。

委員

薪炭林など人間の手の入った区域が大部分を占めると思うが、手が入らなくなって大分年数が経つ。したがって、自然がかなり回復しており、珍しい貴重な種類が相当数出てくると思う。私は近くで調査したことがあるので、その可能性はわかっている。極めて慎重かつ計画的に調査をしていただきたいと思う。

事業者

参考にして、現場では留意しながら調査したいと思う。

委員

配慮書に目的が書いてあり、「クリーンなエネルギーを供給することで、地球環境保全に貢献するとともに、地域の活性化に寄与することを目的とする」という文章ある。この風車をつくる目的は何か。地域に貢献するために風車をつくるのか、あるいは地球環境保全に貢献するために風車をつくるのか、どちらか。

事業者

まずはクリーンエネルギーを供給するということで、温暖化防止をはじめと した地球環境保全への貢献があり、この事業を通じてできることは限られてい るが、我々企業だけではなく地元貢献に役立てていける事業にできたらと考え ている。

委 員

それでは具体的に聞くが、既に2カ所で事業者がつくられた風力発電所がある。ここで具体的にどのような地域貢献をされているのか。

事業者

この発電所に限らず、弊社としては全事業において、地元のイベントに参加するなど寄附や協賛をし、地元住民と定期的に接点を持つ機会を設け、地元ニーズにあわせて地域貢献を行っている。

委員

それは二次的、三次的なものである。主たる事業の目的ではないと思う。表現の問題だとは思うが、クリーンエネルギーを供給することが目的ということではいかがか。

事業者

大きく2点あると思う。1つ目が雇用の促進として、発電所の建設工事が始まると、地元の土木会社に協力いただくことになる。また、発電所の保守運転要員とて、地元の方を雇用するようにしており、少なからず地元貢献になっていると思っている。

委員

確かにわかるが、それは 100 のうちの 10 くらいしかないと思う。メインは クリーンな電力を供給するということでは駄目なのか。

事業者

この場で回答できないため、持ち帰り検討したい。

委員

資料2-2に評価結果が記載されているが、これは少々勇み足的な表現ではないか。環境配慮の概要のところで検討することを記載しているが、いまその検討段階であり、検討した結果、影響はないということで、この文章は結論ありきというようなイメージを与えると思う。

事業者

ご指摘のとおり詳細な予測評価はこれから準備書の段階で行うことになるので、最終的な評価は準備書になるまで出てこない。配慮書段階での評価結果の記載の仕方については、ご指摘のとおりだと思うので、今後検討したいと思う。

委 員

資料2-2に、これから留意する事項が4項目ほど書いてあるが、先ほど別の委員からも言われたような動物関係がほとんどここに書かれていないので、動物に対してはどのような配慮をするのか、資料として記載したほうがよいと思う。

委員

実は、この山自体が水源地帯である。その地下にはやはり地下水脈が結構入っているので、どのような風車の土台をつけるかは未定とのことであるが、深

く掘ったときに地下水脈を変えたり、塞ぐということがないよう配慮をお願い したい。準備書段階で配置を計画するときに、そこまで考えて決めていただき たいと思う。

また、資料2-2にあるように、垂直視野角が1度以上となる範囲が9キロなので、距離が遠いからよいかもしれなが、この9キロの少し外側の由利本荘市役所の裏のお城の上では、笹森山の辺りがよく見えるので、眺望に関する配慮をしていただきたいと思う。

事業者

まず1点目の地下水脈への配慮については、今後慎重に検討したい。いまの 想定としては風車の配置は尾根を予定しているため、地下水面への到達の可能 性は低いと考えていることや、水域全体で見たときの改変面積が小さくなるよ う検討したいと考えている。

2点目の景観の観点については、9キロ圏内として、まず垂直視野角が1度 以上になるところで一旦線を引いているが、ご指摘を踏まえ、実際の見え方等 を考慮して適切に方法書以降の手続きの中で配慮したいと思う。

委 員

尾根に一列20基なのか。

事業者

候補にある尾根は一列ではなく複数あるため、現時点では必ずしも一列とは 限らない。

委員

この後の計画で明らかになってくると思うが、この尾根では猛禽類の繁殖あるいは繁殖行動が見られている。おそらく調査をされるとその場面に遭遇するかと思うが、実際この工事が始まったときに猛禽類の種類によっては工事を一旦中断するなど、特別な配慮をすることまで考えているか。

事業者

実際の現地調査の結果を踏まえ、どのような種がどのような位置関係で繁殖や飛翔をするか的確に把握し、その結果をもって工事計画の調整等も含め、環境保全措置は検討したいと思っている。

委員

避けられない猛禽類が出てきた場合、計画そのものを中止するという選択肢はないのか。

事業者

出現する種やその利用状況によっては、極端な場合には事業そのものができなくなる可能性もあると思う。事業を計画するに当たり、その環境影響を回避 又は低減、代償措置も含めて検討したいと考えている。

委 員

資料2-2に自然環境の留意事項があって、植生等について把握すると書いてある。自然林や植生、生態系を把握するとだけ記載されているが、いろいろなことを把握して、影響がないような施工方法を検討していただきたい。

生態系のところでは、保安林や自然環境保全地域、自然林の一部については 地形改変及び施設の存在、施設の稼働により影響を受ける可能性があるとされ ているが、図を見ると保安林だらけである。また自然林が多く、いろいろな保 全地域が指定されているところが多い状況である。特定植物群落のところもあ る。当然、風が当たる尾根に設置するとなると、自然度の高いところを切らな いようにすることは、この図を見るとなかなか難しいと思う。いろいろなこと を考慮して選ぶと思うが、このような事業のときによく使われることは、特定 植物群落を守ることが自然を守るようなこと、また希少な生態系を守ることに つながるというような話をされるが、そこだけではなく、やはり自然度の高い ところを守らないといけないと思う。影響が最小限となるように配慮していた だきたい。

事業者

実際これから現地調査をして、その結果を踏まえ自然度の高さを把握し、文献上の指定に限らずできる限りの配慮を考えていきたいと思う。

委員

秋田には断層が多くあるので、この辺も断層があると思う。その調査は既に 行っているのか。地すべり地も指定されているところがあると思う。

事業者

断層については、配慮書に線で引かれているところが文献上でわかっている 断層である。地すべり地区については、配慮書に示している。実際の施工計画 を検討するに当たっては、当然のことながら安全な発電所となるよう配慮す る。

事務局

委員からいただいた意見の中で、事業者に再度確認する。

まず、動物の重要種の種数の整合性について指摘があった。配慮書の中で、 生息環境及び生息地の変化のある可能性がある重要な動物として哺乳類、鳥 類、爬虫類及び魚類の数の整合がとれていない箇所があるため、いま一度確認 していただきたいと思う。

また、自然度の高い植生への配慮という意見をいただいているが、審査会参 考資料で事務局とQ&Aを行っている。特定植物群落以外、例えば事業実施想 定区域内にはブナクラス域の比較的自然度の高い植生が分布していることに ついて、事業者の見解は、方法書手続きに先行して植生調査を実施するとして いるが、現存植生図など現地調査の結果が方法書段階でも示していただけるの かどうか確認したい。

事業者

方法書段階で間に合うかどうか、検討させていただきたい。

事務局

最後に、地形や地質の話があり、それぞれ地すべり地帯やその表層の図面も示し、今後現地調査で検討するというような回答であったが、環境影響評価としては重要な地形や地質がある場合、評価項目として選定される場合が多い状

況である。今回は文献調査の中で重要な地形や地質が存在していなかったという結果になっているが、それは方法書において重要な地形や地質がなかったとしても調査、予測及び評価をするという理解でよいか。

事業者

断層や地すべりの観点は、環境影響評価ではなく安全な工事の面と認識して おり、現時点では重要な地形や地質で環境影響評価を行うことは想定していな い。

事務局

風車の設計段階において、地形や地質も考慮しながら風車の基礎構造を決定するという理解でよいか。

事業者

そのとおりである。今後の土木設計の中で考慮して検討したい。

以上